

周辺市町村12自治体の図書館が利用可能に 東京都町田市と図書館の相互利用が始まります

市は、周辺自治体と協定を結び、市・町・村立図書館の資料を相互利用できるようにしています。5月15日から、新たに町田市立図書館全8館(蔵書数合計約177万冊)が加わりました。貸し出しなどのサービスを受けるには、それぞれの市町村の図書館で利用登録が必要です。登録の際に住所、氏名が確認できるものをお持ちください。

利用できる市町村▼町田、横浜、藤沢、厚木、綾瀬、伊勢原、海老名、相模原、座間、秦野の各市、愛川町、清川村。

※資料の返却先は、借りた図書館です。※貸し出し冊数や期間、リクエスト方法などは自治体により異なります。※町田市立図書館に関する問い合わせは、同市中央図書館 ☎042(728)8220へ。

市・県民税納税通知書などを送付

市・県民税を毎月の給与からの差し引き(給与天引き)で納める人には、特別徴収税額決定通知書を5月中旬に勤務先へ送付します。個人で納める人には納税通知書を6月上旬に自宅へ送付します。なお、非課税の人には納税通知書を送付しません。※今年度分の所得証明・非課税証明書は6月1日(土)から発行します。

配偶者(特別)控除が変わります

税制改正により、今回の市・県民税の課税から夫婦関係における配偶者控除・配偶者特別控除の内容が見直しされています。

① 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額のほか、控除を受けようとする人の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、控除を受けようとする人の合計所得金額が1千万円を超える場合は適用されません。

② 配偶者特別控除の金額が改正されました。また、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となりました(改正前は38万円超76万円未満)。

起業者向け融資メニューを大幅拡充 大和市中企業融資制度

市は、市内の中小企業者の資金繰りを支援するため、金融機関を通じて間接融資制度を設けています。同制度の利用で、利子補給や信用保証料補助の制度も利用できます。今年度は起業支援資金の融資条件・利率・利子補給率・信用保証料補助率を大幅に拡充しました。

■共通事項
申し込み▼取扱金融機関に事前相談。

■中小企業事業資金
対象▼市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(個人)の場合はかつ市内居住1年以上の事業者。

■起業支援資金
対象▼市内で起業予定の人または起業後5年未満の中小企業者で、一定の要件を満たすもの。

■中小企業緊急支援資金
対象▼「最近3か月間の月平均売上高が前年の同期または2年前の同期より3割以上減少」または「セーフティネット保証の要件に該当している中小企業者」。

■市役所産産業活性化課企業活動サポート係 ☎(260)51335 FAX(260)5138

現在申し込み可能な市の中小企業融資制度

資金種類	限度額	融資期間	年利(固定利率)
中小企業事業資金	小規模企業事業資金	1,500万円	7年以内 2.0%以内 2年以内 1.4%以内
		中小企業振興資金	3,000万円
	高度技術導入特別資金		3,000万円
	省エネルギー対策設備導入資金	3,000万円	10年以内 1.8%以内
	小口零細企業資金	2,000万円	7年以内 1.8%以内 3年以内 1.5%以内
中小企業緊急支援資金	3,000万円	7年以内 2.1%以内	
起業支援資金	2,000万円	10年以内 1.8%以内	

※利率などは、今後の情勢の変化などにより改定する場合があります。
※取扱金融機関名や制度の詳細は同課で配布するちらしまたは市のホームページをごらんください。

■町田市立図書館利用ルール
貸し出し▼図書、雑誌は10冊まで、2週間。視聴覚資料(CD、DVDなどは3点まで、1週間)予約・リクエスト▼不可。

■シリウス内図書館 ☎(263)0211 FAX(263)0404(市の所管は図書・学び交流課図書係 ☎(259)6105 FAX(263)6680)

公的年金収入があり、対象の控除がある人は申告を

所得税の「年金所得者に係る確定申告不要制度」により確定申告をしておらず、公的年金などの源泉徴収票に記載のない医療費、生命保険料、地震保険料、扶養などの所得控除がある人は、市・県民税の申告をしてください。なお、収入が公的年金のみで、その収入金額が105万円以下(65歳以上は155万円以下)の場合は、申告の必要はありません。

■市役所市民税課個人市民税第1・2係 ☎(260)5232 FAX(264)6093

雑誌カバーの 広告を募集

市は、シリウス内市立図書館に所蔵する雑誌のカバーに掲載する広告を募集しています。

概要▼市立図書館の雑誌(約200タイトル)。タイトルリストは市のホームページを「ごらんください」の最新号に使用するカバーの表紙と裏表紙に広告掲載。広告主が希望する雑誌に掲載し、雑誌1タイトルにつき1広告主

広告掲載規格▼表紙：縦5.5センチ×横9.1センチ、裏表紙：縦21センチ×横14.8センチまたは縦14.8センチ×横21センチ

掲載料▼1か月1,000円(来年3月末まで)

申し込み▼申込書と照会承諾書、広告図案を直接または郵送で〒242-0016大和南1-8-1シリウス内図書・学び交流課へ。申込書と照会承諾書は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

※広告図案は原寸大で作成し、紙および電子データで提出してください。

■シリウス内市図書・学び交流課 図書係 ☎(259)6105 FAX(263)6680

介護予防セミナーを開催

市は、介護予防を目的とした、①運動セミナー「運動から始めるフレイル予防」②「心・肺・血管・筋・神経」③「口腔セミナー」④「口腔ケアから始めるフレイル予防」⑤「食生活から始めるフレイル予防」⑥「食生活から始めるフレイル予防」⑦「食生活から始めるフレイル予防」⑧「食生活から始めるフレイル予防」⑨「食生活から始めるフレイル予防」⑩「食生活から始めるフレイル予防」を開催します。

と き▼①6月11日(火)午後2時～4時・②21日(金)午後1時30分～3時30分、③7月5日(金)午後1時30分～3時30分

ところ▼いずれも渋谷学習センター

対象/定員▼60歳以上の市内在住者/各先着20人

講師▼①理学療法士、②歯科衛生士、③管理栄養士

持ち物▼①飲み物、動きやすい服装、②歯ブラシ、手鏡

申し込み▼電話で高齢福祉課へ。

■保健福祉センター高齢福祉課 いきいき推進係 ☎(260)5613 FAX(260)1156

骨髄移植ドナーなどを支援

市は、骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するための助成をしています。

対象▼(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄などの提供を完了した人(ドナー)で、次のすべてに該当する人およびその人が勤務する事業所

① 骨髄などの提供に伴う休暇の制度がない事業所に勤務している

② 大和市内に住民登録をしている

③ 市税などの滞納がない

④ 同様のほかの助成を受けていない

助成額▼ドナー・骨髄などの提供にかかわる通院・入院などに要した日数×2万円(上限14万円)/事業所・骨髄などの提供にかかわる通院・入院などに要した日数×1万円(上限7万円)

申し込み▼骨髄などの提供を完了した日の翌日から1年以内に申請書類を直接保健福祉センター健康づくり推進課へ。

■保健福祉センター健康づくり推進課 医療施設推進係 ☎(260)5661 FAX(260)1156